

<p>九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称</p>	<p>法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度</p>	<p>第七項に定める期間</p>
<p>十 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>十一 品質管理基準規則第四條第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</p>	<p>当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間</p>

〔256 略〕

7 第一項の表第四号子及びびり、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第十九條の二 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。）は、法第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項又は第二十六條の二第二項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第二十七條までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

（管理区域への立入制限等）

第二十条 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、管理区域、保安区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕三 略

（試験研究用等原子炉施設の施設管理）

第二十二條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、試験研究用等原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 試験研究用等原子炉施設が法第二十三條第一項又は第二十六條第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 二 前号ただし書の場合においては、法第四十三條の三の二第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第三十二條の五の二第二十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。
- 三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

<p>〔加える。〕</p>	<p>〔加える。〕</p>	<p>〔加える。〕</p>
<p>十 〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔加える。〕</p>	<p>〔加える。〕</p>	<p>〔加える。〕</p>

〔256 同上〕

7 第一項の表第四号子及びびり並びに第七号の記録の保存期間は、法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

〔条を加える。〕

（管理区域への立入制限等）

第二十条 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。）は、管理区域、保安区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕三 同上

（試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検）

第二十二條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、毎日一回以上、従業者が試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

- 一 原子炉冷却系統施設
- 二 制御材駆動設備
- 三 電源、給排水及び排気施設
- 2 前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は毎日一回以上）、従業者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。